

■「旧曽根ひまわりクラブの貸付」公募要項にかかる質問・回答

	質 問	回 答
追加	駐車場について	<p>駐車場は、現時点では正面に6台分となっておりますが、レイアウト変更は可能です。(車止め等一部修理が必要)</p> <p>また、防火水槽部分については、現状、かなり広めに駐車禁止の表示がされていますが、消防局に確認したところ、1195-4(道路側とフェンス側からそれぞれ約8mの部分)以外は利用可能です(詳細は添付の図面をご覧ください)。なお、利用の際は、極力遠い部分からの駐車など配慮いただきたいとのことでした。</p> <p>また、建物の裏側についても、借主の負担により駐車場として整備することも可能です。</p> <p>なお、形状変更等を行う場合は、事前に書面(任意様式)により協議のうえ承認を受けてください。</p>
追加	建築基準法に関する手続きについて	<p>建築基準法に関する取扱いについて、市障がい福祉課に確認したところ、障がい児通所支援事業を行う建築物は、建築基準法上の「児童福祉施設等」には該当しませんが、適法性の確認のため、「既存建築物に係る建築基準法上の適合状況報告書」の提出が必要とのことです。(詳細は添付の通知をご覧ください。)</p>
1	公募要項6ページ8(1)審査に必要な書類の③「法人の登記事項証明書」は、現在事項証明書と全部事項証明書のどちらか。	<p>全部事項証明書の提出をお願いします。</p>
2	公募要項6ページ8(1)審査に必要な書類の④「定款、規約その他これらに類する書類」は、どこまで提出すべきか。	<p>社会福祉法人であれば、定款のみで結構です。</p> <p>法人以外の団体等で定款のない場合は、それに代わるものとして、規則その他の類する書類としています。</p>
3	公募要項6ページ8(1)審査に必要な書類の⑤「決算書類」の、キャッシュフロー計算書は、社会福祉法人の会計にないため、事業活動計算書など附属明細書で良いか。	<p>社会福祉法人の場合は、⑤決算書類として、「資金収支計算書」、「事業活動計算書」、「貸借対照表」の3種類を提出してください。</p>
4	公募要項6ページ8(1)審査に必要な書類の⑥「納税証明書」について、社会福祉法人は法人税等免除されているが、提出は不要か。	<p>社会福祉法人であっても、法人税法上の収益事業を行う場合や消費税など、一定の場合は課税対象となることから、未納の税額がないことの証明書の提出をお願いします。</p>
5	公募要項12ページ13(2)の②「賃貸借料の支払い」について、契約期間の初日から賃借料の支払いが発生するが、契約の締結はいつ頃を想定しているか。またその年の支払額は契約の年額の残りの月数割か。	<p>契約の締結は、基本的には令和6年3月までの締結を想定していますが、最優秀提案者と協議のうえ決定します。事業開始のスケジュールを踏まえて、内装工事等の着手前までには契約を締結していただくこととしています。</p> <p>また、賃貸借料については、契約月から1年間の額としており、1年間分を4回程度に分割して納付いただくことを想定していますが、最優秀提案者と協議のうえ決定したいと考えています。</p>



新障第1808号
令和4年1月4日

指定障害福祉サービス事業所の管理者 様
指定障害者支援施設の管理者 様
指定障害児通所支援事業の管理者 様
指定障害児入所支援事業所の管理者 様
指定特定相談支援事業所の管理者 様
指定障害児相談支援事業所の管理者 様

新潟市福祉部障がい福祉課長
(担当 指定係・就労支援係)

障害福祉サービス事業所等の新規開設又は移転における
建築基準法に関する取扱いについて（通知）

平素より、新潟市の障がい施策の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

障害福祉サービス事業等を行う建築物については、その多くが建築基準法では「児童福祉施設等」という用途に位置付けられ、避難関係等厳しい基準が適用されます。また、グループホームについては、その多くが「寄宿舍」や「共同住宅」という用途に該当し、「児童福祉施設等」と同様に通常より多くの規制があります。

障害福祉サービス等を行う建築物の安全性を確認するため、障害福祉サービス事業所等の新規開設又は移転の際の建築基準法に関する取扱いを以下のとおりとしましたので、ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 障がい福祉課への事前相談の再徹底

新規開設の際は、指定申請前に障がい福祉課へ事前相談を行うこととしておりますが、『障害福祉サービス事業所等の新規開設又は移転における近隣住民等への配慮について（依頼）』（令和2年7月28日付、新障第760号）でも依頼したとおり、事業所の移転についても移転日の1か月前までに、事前相談を行ってください。

なお、変更届出書の提出については従来どおり変更後10日以内に行ってください。

2. 建築基準法による建築確認申請の手続きについて

事業所を新築する場合は建築確認申請が必要ですが、既存の建築物を利用する場合においても、変更部分の床面積の合計が200㎡を超える場合は用途変更の申請が必要になりますので、適切な手続きを行ってください。

3. 既存建物を利用する場合で用途変更の申請が不要な場合

上記の床面積が200㎡以下の変更で、確認申請が不要な場合であっても、建築基準法やその関係規定を遵守する必要があります。

つきましては事業所の新規開設・移転に当たり、障がい福祉サービス事業を行う建築物の適法性の確認を行うため、別紙『(参考様式) 既存建築物に係る建築基準法上の適合状況報告書 (以下、報告書)』を提出してください。適法性の確認には、専門知識が必要です。事業者から建築士に依頼し、障がい福祉サービス事業を行う建築物が「児童福祉施設等」(グループホームの場合は「寄宿舍」や「共同住宅」)として建築基準法に適合しているか、建築士による調査の上、報告書を作成し、指定申請書類・変更届出書類とあわせて提出してください。

4. 障がい児通所支援事業を行う場合

障がい児通所支援事業を行う建築物は、建築基準法上の「児童福祉施設等」には該当しませんが、障がい児通所支援事業を行う建築物が建築基準法に適合しているかの確認は必要となります。障がい福祉サービスを行う場合と同様に事業者から建築士に依頼し、障がい児通所支援事業を行う建築物が建築基準法に適合しているか、建築士による調査の上、報告書を指定申請書類・変更届出書類と合わせて提出してください。報告書の「建築基準法の用途」は「その他」に○をつけ、「(放課後等デイサービス)」、「(児童発達支援)」と記載してください。

5. 報告書が不要な場合

- ① 確認済証、検査済証の提出が可能な建築物であり、主要用途が適切なもの(「児童福祉施設等」、「寄宿舍」、「共同住宅」)となっている場合。
- ② 訪問系・相談系サービスの指定申請の場合。

6. 適用日

令和4年1月4日以降に事前相談を行うもの

※これ以前に事前相談を行ったものについても可能な限り上記の対応をしていただくようお願いいたします。

【問合せ先】

新潟市福祉部障がい福祉課

就労支援係 ℡ : 025-226-1249 (就労移行支援, 就労定着支援, 就労継続支援 B 型)

指定係 ℡ : 025-226-1241 (上記以外のサービス)

E-mail : shogai.wl@city.niigata.lg.jp

(参考様式)

年 月 日

既存建築物に係る建築基準法上の適合状況報告書

(宛先) 新潟市長

【報告者】 建築士事務所名 _____

建築士名 _____

登録番号 ____ 級建築士 ____ 第 ____ 号

連絡先 (電話番号) _____

障がい福祉サービス事業者、障がい児通所支援事業者の指定 (変更による使用開始を含む。) を受けようとする以下の建築物については、建築確認申請が不要であり、かつ建築基準法の用途分類による下記の用途として、建築基準法上の規定に適合している (する予定である) ことを確認しました。

※ 建築基準法上の規定とは、建築物の構造、防火上主要な間仕切壁、階段2方向避難、非常用照明、採光、換気、排煙等の基準があります。

建築物の所在地	
事業所名称	
建築基準法の用途 いずれかを○で囲む	児童福祉施設等 ・ 寄宿舍 ・ その他 ()
建築基準法上の 適合状況	<input type="checkbox"/> 現状で適合している。
	<input type="checkbox"/> 改修工事により適合する予定
いずれかの□に チェック	完了予定 年 月 日
	工事内容

※

※ 上記で「改修工事により適合する予定」と報告した場合は、この書類を2部作成し、1部を指定申請書に添付してください。工事完了後、適合状況を確認した上で、もう1部の以下の枠内に確認年月日、確認者を記入し、現地確認時までにご提出ください。

改修工事の完了により、建築基準法上の規定に適合していることを証明します。

確認年月日 _____ 年 月 日

建築士氏名 _____